

## 第1号様式の2

### 公表事項一覧表（I意見募集手続（b））

#### ■「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」に関する意見の募集について

##### （案を作成した趣旨、目的及び背景）

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質である「シス-1,2-ジクロロエチレン」について見直しが行われ、今後、法施行令の改正（平成31年4月1日施行）が予定されています。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等について所要の改正を行います。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」を作成しましたので県民の皆様からのご意見を募集いたします。

#### ■ 1 意見募集期間

平成30年11月13日（火曜日）～平成30年12月12日（水曜日）

#### ■ 2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ

(<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF0515>)

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

※ 件名に「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見である旨を記載してください。

(2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ あて

※ 意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。

(3) ファクシミリ (045)210-8846

#### ■ 3 案の公表方法

ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c3422189.html>)

県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び大気水質課窓口での印刷物による縦覧

#### ■ 4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 平成31年3月頃（予定）

規則等の公布（公表）時期 平成31年3月頃（予定）

#### ■ 5 根拠法令条項

土壌汚染対策法第2条

土壌汚染対策法施行令第1条

#### ■ 6 規則等の案、関係資料等

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）

#### ■ 7 その他

電話での意見提出はお受けできません。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

#### ■ 問合せ先

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ

電話 (045)210-4123 ファクシミリ (045)210-8846